

令和5年度調布市日中活動系障害福祉サービス等事業所開設及び移転準備費補助金交付事業者募集要領

1 目的

本要領は、「調布市日中活動系障害福祉サービス等事業所開設及び移転準備費補助金交付要綱」（平成23年調布市要綱第8号）に基づく補助金について、令和5年度における交付対象者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 補助金概要

(1) 件名

令和5年度調布市日中活動系障害福祉サービス等開設及び移転準備費補助金

(2) 補助対象事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援のうち、以下に掲げるいずれか一つ以上のサービスについて、法に基づく東京都の指定を受け提供する事業所（以下「指定事業所」という。）を、調布市内において開設又は移転する事業。

ただし、移転にあつては、指定事業所の利用者の定員を6人以上（児童発達支援及び放課後等デイサービスにあつては5人以上）増員する場合に限る。

ア 生活介護

イ 自立訓練

ウ 就労移行支援

エ 就労継続支援

オ 児童発達支援

カ 放課後等デイサービス

※1 既存の事業所について、従たる事業所を新設する場合を含む。ただし、当該施設の定員が6人以上（児童発達支援及び放課後等デイサービスにあつては5人以上）であること。

※2 補助金の交付を受け開設又は移転した指定事業所について、当該開設又は移転した日から1年間において、当該指定事業所のサービス利用者のうち、調布市から障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る受給者証の交付を受けた利用者（以下「市民利用者」という。）の割合が1箇月（対象期間に1箇月に満たない期間がある場合は、当該1箇月に満たない期間は1箇月とみなす。）平均25パーセント以上であることを要件とする。

(3) 補助対象経費

以下に掲げる経費で、市長が適当と認めるものとする。

ア 工事費

イ 土地又は建物の賃貸借等に要する権利金、礼金、手数料、開設又は移転までの前家賃等（敷金、保証金は対象外）

ウ 初度備品購入費

エ 移転にあつては、上記に掲げるもののほか、移転に要する費用（引越代等）

(4) 補助金額（1件あたり上限）

ア 開設又は移転後1年間の市民利用者の割合が50パーセント以上であることを見込む事業所
2,500千円

イ 開設又は移転後1年間の市民利用者の割合が25パーセント以上50パーセント未満であることを見込む事業所
2,500千円（補助対象経費の2分の1）

(5) 予算額

2,500千円 令和5年度予算

(6) 選定事業者数

選定された事業者（以下「選定事業者」という。）への補助内示額の合計が「(5) 予算額」を超えない範囲で、可能な数の事業者を選定する。そのうえで予算に残額がある場合、選考の結果次点となった事業者（当該事業者が辞退した場合には、その更に次点の事業者）と協議のうえ、予算残額を上限とした額で内示を出すことができる。

3 応募資格

以下に掲げるいずれかの法人格を有していること（設立見込みを含む。）。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 一般社団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) 医療法人
- (6) 学校法人
- (7) 宗教法人

4 応募方法

(1) 応募申込

応募を行う事業者（以下「応募事業者」という。）は、**令和5年6月9日（金）正午**までに以下の書類を持参又は郵送（必着）にて提出しなければならない。

- | | |
|----------------------|--|
| ア 応募申込書（様式1） | 1部 |
| イ 法人概要（様式2） | 1部 |
| ウ 令和3年度法人収支決算書（様式任意） | 1部（新設法人にあつては省略可能） |
| エ 令和4年度法人収支予算書（様式任意） | 1部（令和5年度予算を既に作成している法人にあつては、令和5年度予算に代えることも可能） |
| オ 事業計画書（様式3） | 1部 |

(2) 質疑応答

応募事業者からの質疑は、以下の期間にて電子メールにより受け付ける。メール送信にあたっては、本件募集に関する質問である旨とその内容、事業者名及び担当者名を明記すること。回答は、応募に必要と判断される質問のみについて行うこととし、以下の回答期日までに随時市のホームページに掲載する。

ア 質問受付期間

令和5年5月19日（金）から令和5年5月30日（火）正午まで

イ 回答期日

令和5年6月2日（金）

(3) 応募内容への質問

市は、「5 審査概要」に規定する審査を行ううえで必要な範囲において、応募事業者に対して当該事業者からの応募内容に関して質問することができる。

5 審査概要

(1) 審査の実施

応募内容について、調布市福祉健康部障害福祉課にて審査を行う。

(2) 審査委員

審査に携わる委員（以下「委員」という。）は、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐及び障害福祉課長が指名する委員2人の4人とする。

(3) 審査方法

ア 評価

(ア) 委員は、応募事業者から提出された応募書類について、別に定める審査基準に基づき総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は、加点方式により行う。

イ 選定

(ア) 各委員は、審査基準による評価得点の高いものから応募事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)により、複数の応募事業者において評価得点と同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該応募事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を令和5年度における補助金交付予定者として選定する。なお、複数の応募事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該応募事業者において第2位の順位獲得数の多い応募事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該応募事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い応募事業者を上位とする。

(エ) (ウ)以降同様に、第2位の順位以下についても順位を定め、選定された事業者の補助金交付希望額の合計が予算額を超えない範囲で、令和5年度における補助金交付予定者を選定するも

のとする。

- (オ) 補助金交付予定者選定後、上位の応募事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

ウ 評価項目

審査における評価項目は以下に掲げるとおりとする。なお、評価得点に最低基準を設け、応募事業者の評価得点が基準に満たないときは、当該応募事業者を補助金交付予定者として選定しない。

- (ア) 調布市におけるニーズへの合致度

「第6期調布市障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）及び「第2期調布市障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）等に基づき、特に以下に該当する事業を優先する。ただし、これらに該当しない事業について応募を妨げる、又は、交付対象としないものではない。

- a 肢体不自由児又は重症心身障害児（特に医療的ケアを必要とする者）を対象とした放課後等デイサービス
- b 重度知的障害者（主に特別支援学校卒業者）を対象とした事業
- c 高齢障害者を対象とした事業
- d 発達障害者又は高次脳機能障害者を対象とした事業

- (イ) 事業計画の妥当性・実現性
- (ウ) 事業者における既存事業の実績
- (エ) その他特段の創意・工夫等により評価される点

エ 選定結果の報告

選定結果は、障害福祉課長より市長に報告する。

オ 補助金交付予定者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、令和5年度調布市日中活動系障害福祉サービス等開設及び移転準備費補助金の内示を行う。

カ 選定結果の通知

- (ア) 全ての応募事業者に対し、令和5年6月23日（金）に選定結果を書面及び電子メールにて通知（発送）する。
- (イ) 選定されなかった参加事業者は、審査結果について、令和5年6月29日（木）までに書面又は電子メールにて説明を求めることができるものとする。

キ 選定事業者の責務

- (ア) 事業の確実な実施

選定事業者は、令和5年度中に応募書類に示した事業計画等に従い、開設又は移転事業を実施し、完了するよう努めるものとする。

- (イ) 事業計画等の変更

選定後、やむを得ず事業計画等の一部を変更するときは、事前に市に協議し、承認を得ることとする。

(ウ) 事業を実施できなかった場合の取扱い

事業者において令和5年度中に開設及び移転が実施できる見込みがなくなった場合は、速やかに補助金の内示に係る辞退届を提出しなければならない。また、事業を実施できなかった場合、又は実施できる見込みがないと市が判断した場合には、内示を取り消すものとする。

なお、辞退理由が物件事情等やむを得ないものと認められる場合には、次回以降の募集に再度同様又は類似の内容で応募することを妨げない。

6 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本件募集の実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

本件の募集内容、選定結果について、ホームページなどにより、適宜、市民に情報提供する。なお、選定結果については、補助金交付予定者の決定後に選定事業者の名称を公表するが、審査における各事業者の評価得点は、選定事業者以外は事業者名を明記せずに公表する。

7 その他

(1) 事業者から提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を失格とする。また、ア、エ及びカについて、内示後に該当した場合、又は該当していることが判明した場合は、当該内示を取り消すものとする。

ア 「3 応募資格」に記載した条件を満たさなくなった場合

イ 応募書類が提出期限を過ぎて到達した場合

ウ 応募書類に不備があった場合（軽微なものを除く。）

エ 応募書類に虚偽の記載があった場合

オ 補助金交付希望額が上限額を超える場合

カ その他不正な行為があった場合

(3) 応募に際して要した費用は、応募事業者の負担とする。

8 担当

(1) 応募書類提出先

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 2階

調布市 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係（担当：石川）

電話：042-481-7135 F A X：042-481-4288

(2) 質問送信先電子メールアドレス

syougai@city.chofu.lg.jp

附 則

この要領は、令和5年5月19日から施行し、補助対象事業に係る補助金の確定をもって廃止する。